

な労働市場を生じさせると著者はいわれる。

すなわち、(a)「資本から自立した関係を有する可能性」(188頁)をもつ「横縦両面の熟練を備えた労働者」(188頁)からなる「自立型労働市場」(188頁)。(b)部分工程への固定化により「横の熟練」を解体され、「特定の個別資本のもとで継続して労働すること」(190頁)に意義が生じる労働者と、「縦の熟練」の深化からメリットを得る資本とからなる「相互依存型労働市場」(189頁)。そして(c)「労働過程の細分化」(193頁)が進展し、「熟練を高める余地」(194頁)を奪われた「不熟練労働者」(194頁)からなる「従属型労働市場」(193頁)の三型である。これら(a)~(c)のいずれの型の労働市場においても、資本は、労働力商品の供給の基礎をなす労働者の生活過程(〈再生産〉過程)までは制御しえないのであり、この点に「労働力が資本に対してもつ本源的な外部性」(195頁)が示されるのだという。

本書を読んで

以上、評者が取り上げ易い部分に重点を置き駆け足で本書を概観した。このため、本書評は本書の正確な縮写ではない。しかし大枠として、資本導出論と労働力商品化論とに対する根本的な再構成を企図される本書は、近年取り組まれつつあるマルクス経済学の刷新と共鳴する。

それだけでなく、「過剰としての市場」を扱う部分では、価値を「類」/使用価値を「種」と捉える商品の二要因論(77-81頁, 105頁)、価値形態論の比喩論(隠喩・換喩・提喩)的解釈、さらには価値形態論と同型の関係性が価値尺度としての貨幣と流通手段としての貨幣との間に読み取られ、「前者の素材性が後者によって表現される」(87頁)ことを論じる「代表Vertretung」(87頁)論、そこから導かれる「貨幣の二つの身体」論(101-5頁)など、著者独自の見解が開示されてもいる。加えて、「形式的使用価値」概念をマルクスから継承し、「有用性に解消しきれない剰余=過剰性」(106頁)と解釈されたことなど、その正否の判断には本書のさらなる耽読とともに、簡単なことではないがおそらくは著者と同水準の沈潜が必要となる。

また、「資本主義にとっての過剰」が扱われる部分では、異種労働の経験を通して高まることされた労働力の汎用性に対して、「横の熟練」という概念が定立されている。「熟練」といえば「縦の熟練」を指すという

理解を、著者の労働過程論は相対化させるのであり、いま一度、評者の理解を再点検してみるよう促される。さらには、著者のいわれる「人間に対する熟練」が定立できるとした場合、そうした「熟練」が資本主義的な労働組織の中で深まることの意味を、評者なりに考えてみたいとも感じる。

これら本書を通して気付かされた諸論点は、著者が読者へ向けて提示された宿題と捉え、評者なりの回答を今後に期しつつ、沖先輩渾身の御労作に対するささやかながらの書評の結びとしたい。

(泉 正 樹)

福澤直樹 著

『ドイツ社会保険史 社会国家の形成と展開』

2012年6月 名古屋大学出版会刊 v+291+39 ページ

本書は、著者の長年にわたるドイツ社会保険史研究の成果が結実した労作である。著者はすでに1995年に、フライブルク大学に提出した博士論文をPeter Lang社より上梓しているが、日本語の単著としては本書が初作品となる。本書の構成は次の通りである。

序論 社会保険の起源と展開

第I部 第二帝政期の社会保険

第1章 ビスマルク期労働者保険の生成

第2章 労働者保険の展開とライヒ保険法の成立

第II部 両大戦間期の社会保険

第3章 ヴァイマル体制下の社会保険の展開

第4章 国家的失業給付制度の生成と失業保険の成立

第5章 大不況と社会保険—ナチス体制への移行と社会保険—

第III部 第二次世界大戦後の社会保険

第6章 西ドイツの社会秩序と社会保険—戦後年金改革に向けての社会給付論議を中心に—

第7章 東ドイツ社会主義体制と社会保険

第8章 現代ドイツの社会国家体制と社会給付

結語 近現代国家における社会保険の意義とそのゆくえ

序論では、本書の課題が、「ドイツ社会保険の通史的分析を行うことによりドイツの近現代の共同性のあ

り方や社会国家の展開の論理を導き出すこと」に設定されている(本書22頁)。社会保険は、社会的調整の重要なツールであり、これを切り口にすることにより、「福祉国家(社会国家)に内包される共同体的性質ないし連帯性の歴史的に裏打ちされた論理を検証すること」になるためである(5頁)。また、周知のように、副題の「社会国家」はドイツに特有の、なおかつ定義が一樣でない悩ましい概念である。著者はこれを、「社会的公正とは何か、[...]」どのようなかたちで市場経済の正常な機能を阻害することなく問題を処理できるかといった次元で考究を重ねた結果行き着いた自由主義志向の国家介入のあり方」と明確に定義し、分析のための有効な補助線に設定している(12頁)。

第1章では、ビスマルク期労働者保険の形成過程が描写されている。疾病保険と労働災害保険、老齢・障害保険によって構成される同保険は、世界で最初に導入された社会保険であり、従来、ビスマルクの「鉛と鞭」政策の一面として知られてきた。だが、著者によれば現在、ビスマルクのイニシアティブはかなり相対化されており、また、実現された制度には伝統的な互助集団擁護の志向が顕著だったため、「分断された個々の共同性が、より上位の広い共同性の構築を阻んだ」(50頁)。疾病保険は性格の異なる既存金庫を基盤として構築されたため、被保険者集団の分断化がもたらされ、他方、老齢・障害保険には経路依存的な制約がなかったのが国家の関与が一定程度可能となったが、労使拋出制が採用され、運用も独立の公法団体によって担われたため、ビスマルクの意図した国家的扶養は実現しなかった。また、労働災害保険については、雇用者の単独拋出制がとられたために、被保険者の不満が堆積されやすいという問題をかかえていた。

第2章では、1911年のライヒ保険法の成立過程に焦点が当てられる。労働者保険の最大の問題点は保険対象事由ごとの制度分立にあったため、ライヒ政府は三保険の統合をはかった。だが、自らのイニシアティブの減退を危惧する産業界が強く反発したため、統合は実現せず、平行して進められた地域レベルでの三保険の実質的融合の試みも頓挫し、ライヒ保険法は三保険の緩やかな統合を果たすにどまった。このためライヒ保険法は従来、「在来三保険部門の形式的集合体」にすぎないとされてきたが、著者は、「政府が目的意識的に国民の生活保障をその機能の一部にするために、意図的・政策的に介入しようと試みた端緒」と評価し、その後のドイツ社会保険の本格的展開の萌芽と

位置付ける(84頁)。本章補論では、第二帝政期の失業対策として都市レベルで導入されたガン・システムの限界が指摘され、「国家をはじめとする上位の共同性や連带的枠組みの構築が自ずと進行するようになるというのは決して必然的な動き」ではないことが確認される。

第3章では、ヴァイマル期における既存社会保険の展開が論じられる。ヴァイマル体制の成立に伴い社会保険を取り巻く環境が大きく変化するなか、最初の試練となったインフレ期には財政難に直面したにもかかわらず、保険対象範囲と名目給付水準は軒並み拡大された。続く「相対的安定」期にもこの傾向は維持されたが、恐慌期に入ると一転して、大統領内閣の下で全般的な拋出の引き上げと給付の引き下げが断行される。この一連の動向は従来、「正統化テーゼ」によって説明されたり、脆弱な経済的基盤上での社会保険の拡張として理解されたりしてきた。著者はこのような見解を批判しつつ、各局面に通底する新自由主義原則の一貫性を見出そうとする。インフレ期と「相対的安定」期における社会保険の拡張については、より上位の連帯構築が求められるなか、一定の市場整合性に即した給付体系の整序が進められたことに着目する。恐慌期の給付削減も、市場整合性を目指す一貫した方針の延長線上に位置づけられるが、これは同時に、「国家レベルまで引き上げられた共同性に基づく生活保障への志向が一気に瓦解」したことを意味する(115頁)。

第4章では、ヴァイマル期の失業保険が取り上げられる。失業者救済は、1918年11月の全額公的資金による失業扶助の導入によって幕が開かれた。当初、同制度は暫定的な措置とみなされていたが、失業の長期化に伴い1927年まで存続することとなる。その間、1923年より当事者拋出が導入され保険的体裁が整えられたが、反対給付は権利とはならず、あくまでも国庫負担を軽減させるための措置にすぎなかった。これと並行してインフレ期より失業保険導入の議論が進められ、1927年に職業紹介・失業保険法が成立する。著者は、その成立にいたる議論のなかで労働者側が社会保障機能よりも受給権の明確化を優先させたことに着目するとともに、成立した制度については、必要額とは無関係に従前賃金の一定割合を給付する点より、労働者の自助の援護に主眼を置いたものであったと評価する。著者によれば、ヴァイマル期の失業保険は、労働者側の合意の下、社会的権利ではな

く、市場整合的な保険的権利を重視して構築された制度であり、「後年の社会的市場経済につながるような新自由主義的思潮の反映」がみられた点にその歴史的意義がある(157頁)。

第5章では、恐慌期とナチス期の社会保険の帰趨を検討している。世界恐慌は年金を除く各種保険制度に深刻な財政的打撃を与えたが、保険の仕組み自体は温存された。だがその代償として、社会保険の枠組みから排除される人びとが続出し、社会保障機能は大幅に低下した。ナチス期に入ると、社会保険は大きな転機を迎える。保険機関の意思決定部門では指導者原理の導入により自主管理体制が排除され、運用面でも失業保険の余剰金がアウトバーン建設資金に充当されるなど、抛出と給付が切り離され、事実上の国家扶養へと移行した。この点を重視することにより、著者は、ナチス経済を市場経済主義の一類型とみなす、雨宮氏ら近年のナチス経済史研究の潮流に対して一定の距離を置いている。

第6章では、戦後西ドイツにおける社会保険改革が検証される。終戦直後より始まった社会保険改革では、従来の分立型に代わる統一型への移行が求められたが、最終的には1957年の年金改革法という「部分改革」にとどまった。しかし、積立て方式から賦課方式への転換、従前所得対応の給付体系、最低年金保障を軸とする年金改革法は、実質的な高福祉国家へと向かう重大な転機となる。ホッケルツら従来の研究が、「社会的市場経済」を中心とする自由主義理念や、政府部内の動向に焦点をあててきたのに対して、著者は同法策定に対する野党SPDのコミットを重視し、その政策思想を丹念に読み解いていく。SPDは、著者によれば、画一的な社会化などのドグマから脱却し、市場経済を容認する基本的スタンスをとっていた。他方で、1952年の「社会プラン」にみられるように、基本的生活ニーズが満たされて初めて個人の自由は成り立ち得るとする観点より、保険原則に縛られない社会的調整や、租税財源の基礎年金の必要性を求めた。このように一方で新自由主義に親和的な、他方で社会保険の社会的側面を重視する立場から自律的な社会プランを策定したことにより、SPDが政府と協力関係を取り結ぶことが可能となったと著者は推断する。

第7章の対象となる東ドイツでは、西ドイツと異なり、ソ連占領期の1947年に社会保険の統一化が実現された。その一方で当初、SPDの影響の下、当事者抛出や自主管理などの伝来の基本線は維持された。

社会保険の給付は1953年「蜂起」以降の政治的配慮の下、拡大に向かうとともに、基礎年金・最低年金の実現により実質的な平準化ももたらされた。他方で、自主管理機関である自由労働組合連合からは、一般被用者と自営業者の区別を求める反連帯的主張が打ち出され、1956年には社会保険の二元構造化が確立する。これを軸に社会保障の基盤が整えられたが、早くも60年代には高齢者を中心に給付水準の乏しさが露呈し、70年代に入ると国家財政による社会保険支出が不可能な状況となる。そのため1968年に高所得者層を対象とする任意追加年金が導入されるが、これは平等化志向に逆行する措置であり、基礎保障を重視する社会保険の本質をゆがめることとなった。以上の経緯より、社会主義体制が必ずしも国家扶養を実現するものではなく、また56年体制の二元的構造に象徴されるように、国民的規模の連帯につながるものではないと結論づけられる。

第8章では、石油危機から統一後の時期までが扱われる。石油危機後の西ドイツでは、運用面での切り詰めや、少なからぬ改革が行われたものの、90年代にいたるまで制度の根本的改編は行われなかった。だが、統一後はグローバルな経済競争が激化するなか、社会国家体制によるドイツ経済の競争力への圧迫に対する公然たる非難が惹起した。その結果、皮肉にも、社会保障の切り崩しに対する危機感から誕生したシュレーダー政権の下、社会保障費の積極的削減を求める「アジェンダ2010」と、失業給付金の抑制を図るハルツ第IV法が採択され、その方針は2006年に発足したメルケル政権でも継承されている。

以上の長期的スパンにわたる考察より、「社会国家」とは、特段のあるべき理想でも、また、本質的に拡大一辺倒の道を進むものでもなく、社会的共同性の拡大・収縮の双方向的圧力が拮抗するなかから生まれる「特定の均衡点」である、という結論が導き出される。そして最後に、近年の社会給付の縮小について、現下の経済社会の構造的課題としての生活基盤の不安定性に対する認識が広がっていることは、むしろ社会的共同性の拡張を示唆するものであり、ただちに懸念すべきものではないと著者は展望する。

ここまで簡単に本書の内容を紹介してきたが、本書の第一義的意義は、ドイツ「社会国家」の基軸である社会保険の歴史を、その成立から現状にいたるまで余すところなく通史的にまとめあげている点にある。日本でもドイツ社会保険については、その先駆性のゆえ

に、経済史にとどまらず多くの領域で研究が蓄積されてきたにもかかわらず、通史的な研究はまだなされていない。本書はこのテーマに正面から取り組むとともに、思想的背景や、不成立となった法案も丁寧に検証し、各制度の歴史的意義や、各局面における政策選択の問題も明確にしており、多様な切り口からの議論を可能ならしめている。この点において、本書が研究史上、多大の貢献を果たしたことは間違いない。

本書の課題は、社会保険の通史的分析を通じて、「社会国家の展開の論理を導き出すこと」に設定されているが、全体の分析を通じて、近現代ドイツ史の各局面の共同性および連帯性の伸縮メカニズムが明らかにされており、単線的な議論に陥らずに社会国家の歴史的動態を解明することに成功しているといえよう。特に、1911年のライヒ保険法を「社会国家」形成の重要な画期とみなしている点は、ビスマルクの社会保険導入や、ヴァイマル体制の成立を「社会国家」形成の起点とみなす通説に対する本書独自の視点であり、現代の起点をどのように定めるべきかという大きな枠組みの議論に一石を投じることとなる。

最後に、若干の疑問点を提示しておきたい。本書のキー概念である「社会国家」について、著者は「自由主義志向の国家介入のあり方」と定義しているが、その場合、東ドイツはどのように位置づけるべきなのか。たしかに、東ドイツの社会保障は市場整合的な保険原則に沿って整えられたことが明らかにされているが、それでもやはり東ドイツは根本的には社会主義国家だったのであり、その位置づけについてはもう少し慎重な配慮が必要ではなかろうか。また、ドイツ「社

会国家」の各局面に所属していた「国民」の動態についてもより詳しい説明が必要ではなかろうか。周知のように、近現代ドイツの歴史は国境変遷の歴史でもあり、国境が変わるたびに社会保険の対象者にも断絶がもたらされたはずである。これと関連して、移民の問題もあげられる。例えば、1911年のライヒ保険法の下では、イタリア人移民が帰国後も受給請求権を有していたのに対して、外国籍ポーランド人は社会保険の対象外となっていた。この移民の包摂と排除は、特に戦後期についての重要な論点になるが、本書では言及がなされていない。また、「社会国家」自体の扱いについても、本書ではもっぱらライヒ政府に焦点が当てられているが、ドイツの伝統的的地方分権体制を考慮するならば、ラント政府やラント保険公団のみならず自治体レベルの動向も視野に入れ重層的な分析を行った方が、より奥行きのある議論が展開できたのではなかろうか。

いくつかの疑問点を指摘したが、本書が今後、近現代ドイツ史研究のみならず社会政策史全般において必読の書となることは確実である。なお著者は、近年のヨーロッパ福祉史研究の成果をまとめた高田実・中野智世編著『近代ヨーロッパの探究15 福祉』（ミネルヴァ書房、2012年）にも寄稿しているので、関心のある読者はぜひ併せて一読されたい。

〔森 宜人〕

書評執筆者

泉 正 樹 東北学院大学経済学部准教授
森 宜 人 一橋大学大学院経済学研究科准教授